

■ 名 前 : 片上 忍

■ コメント :

少数株主持分は純資産に含めるべきではないと思います。

少数株主持分の性格は、大別して次の2つと思います。

それぞれの観点から、純資産に含めるべきでないと思います。

1) 会計上の企業価値である株主資本の評価減であり、子会社の資産・負債のネットの評価減である。

(80%子会社の純資産は清算を含めて最終的には80%しか得ることができない。20%の少数株主持分を純資産に含めることは純資産としては評価減しない=100%認識することとなってしまう、それは純資産とは呼べないのではないか)

2) 少数株主に最終的には支払わなければならない

(清算時には少数株主に支払うという負債的なものであり、純資産に含めるべきものではない)

純資産に少数株主を含めるときは、株主資本(剰余金)において80%子会社も100%認識し、それを20%評価減するような場合のみでしょう。しかしその考え方・処理は親会社説によるものではなく許容しづらいと思います。

これらから、純資産に少数株主持分は含めるべきではないと思います。